



新潟県

## 令和元年度 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和元年10月7日  
新潟地域振興局津川地区振興事務所

受付期間 令和元年10月7日（月）から当分の間

- 津川地区振興事務所で勤務する臨時的任用職員（林業職）を募集します。
- ・ 臨時的任用職員：正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- ・ 勤務予定期間：採用の日から令和2年3月31日まで

### 1 採用職種・人数等

職種	人数	業務内容	勤務場所
林業職	1人	林業土木工事の設計・積算業務、 林業振興業務等	津川地区振興事務所

### 2 応募の資格等

#### (1) 資格又は免許等

次の各号のいずれかに該当する人

- ① 高等学校又は大学等において主として森林・林業に関する科目を履修し、卒業した人
- ② 高等学校又は大学等で農業土木・土木・環境に関する科目を履修し、卒業した人
- ③ 技術士（森林・農業・建設・環境）、測量士、土木施工管理技士（1級又は2級）のいずれかの国家資格を有している人
- ④ 林業土木工事、森林整備工事に関する設計・積算、工事監理の職務経験を有する人

#### (2) その他

ア 県で勤務した経験のない人を優先して採用します。

イ 県の臨時的任用職員、非常勤嘱託員又は非常勤職員（以下「臨時職員等」といいます。）として勤務することができる期間は通算して5年までとなりますので、臨時職員等として通算5年勤務した人は応募できません。

ウ 現在、県の臨時的任用職員である人も応募できますが、採用の時点において、

県の臨時的任用職員の職を退職後1暦月以上経過していることが必要です。

また、非常勤嘱託員又は非常勤職員の場合、採用の時点において、非常勤の職を退職後1年間は同一所属（課・事務所等）の臨時的任用職員としては採用できませんので、採用の時点において非常勤の職を退職後1年に満たない人は事前にお問い合わせください。

エ 次のいずれか（地方公務員法第16条で規定する欠格条項）に該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 考査の実施

#### (1) 考査日・受付時間

申込受付次第、別途連絡します。

#### (2) 考査受付会場

新潟地域振興局津川庁舎

#### (3) 選考考査の方法

- ・《面接考査》受付後、宣誓書に必要事項を記入・押印していただきます。
- ・臨時的任用職員としての適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

#### (4) 受験にあたっての留意事項

ア 当日は受付時間までに会場において下さい。遅刻者は受験できません。

イ 印鑑、黒のボールペンを必ず持参してください。

### 4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、後日、郵送で通知します。

### 5 勤務予定期間

採用の日から令和2年3月31日まで

※事情により代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

### 6 勤務条件

#### (1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(休憩時間：正午から午後1時まで)

(2) 給料(月額)

学歴、勤務経験等により異なりますが、大学新卒者(22歳)の場合、概ね月額180,900円です。

(3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。
- イ 期末手当、勤勉手当、住居手当(借家・借間の場合に限る)及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) 臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される公務員であるため、正規の職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- 〔例〕・職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

7 個人情報の開示について

この考査の結果については、新潟県個人情報保護条例第25条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接開示場所へお越しください。なお、電話による請求はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示時間	開示場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間	午前8時30分から午後5時15分まで	津川地区振興事務所

8 申込手続

(1) 申込方法

次のいずれかの方法により申込書類を下記(3)の申込先まで持参又は郵送してください。

- ア ハローワークを通じて申し込む場合
  - (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
  - (イ) ハローワークから交付される紹介状
- イ 県に直接申し込む場合
  - 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
- ウ 添付書類
  - 「資格要件」を証明する書類を必ず添付してください。

- (7) 卒業・成績証明書（原本）
- (1) 資格を証明する書類（写し）

※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込」と朱書してください。

※ インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。

(2) 申込受付期間

令和元年10月7日（月）から当分の間

※ 持参の場合の受付期間は、午前8時30分から午後5時15分  
ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 問い合わせ先及び申込先

新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課

〒959-4402 新潟県東蒲原郡阿賀町津川1861-1

TEL 0254-92-4748

考査会場案内

